

大学院生命創薬科学専攻博士課程（前期）における
「特定の課題についての研究の成果」に関する審査基準

大学院学則第16条第2項に規定する大学院生命創薬科学専攻博士課程（前期）における「特定の課題についての研究の成果」は、以下の内容について、審査基準に基づき総合的に審査し合否を決定する。

1) 対象となる研究内容

在学期間中に実施された研究により得られた知見が、極めて高度であり、特許申請が予定されているものの、在学期間中に特許出願へ至らない研究であって、その内容が研究報告書としてまとめられているもの。

2) 審査基準

修士の学位審査にあたっては、事前に発表内容に関する秘密保持誓約書を提出した審査員の前で発表会を開催し、複数の審査委員（主査1名、副査1名以上）により口頭試験を行い、それらの結果を受けて、大学院薬学研究科会議において最終審査を行う。
なお、研究報告書は、専門分野における新規性や独創性を重視するとともに、審査にあたっては、以下の点を考慮する。

1. 研究の背景や目的を十分に理解していること。
2. 文献調査や事実調査が適切あり、研究の位置付けを明示していること。
3. 研究の方法や進め方について吟味がなされ、明確かつ具体的に記述されることにより、実験の再現性が保障されていること。
4. 学内の研究倫理規程等を遵守しつつ、倫理的配慮が十分になされていること。
5. 得られた結果等について解析が十分になされ、客観的な考察を展開し、合理的に結論が導かれていること。
6. 研究に関する参考文献の引用等が適切になされ、研究報告書としての体裁が整っていること。
7. 特許出願につながる事が確実な発明であること。